

スプリンクラー設備の設置に係る例外について

1. スプリンクラー設備を設置することを要しない構造等の全体像

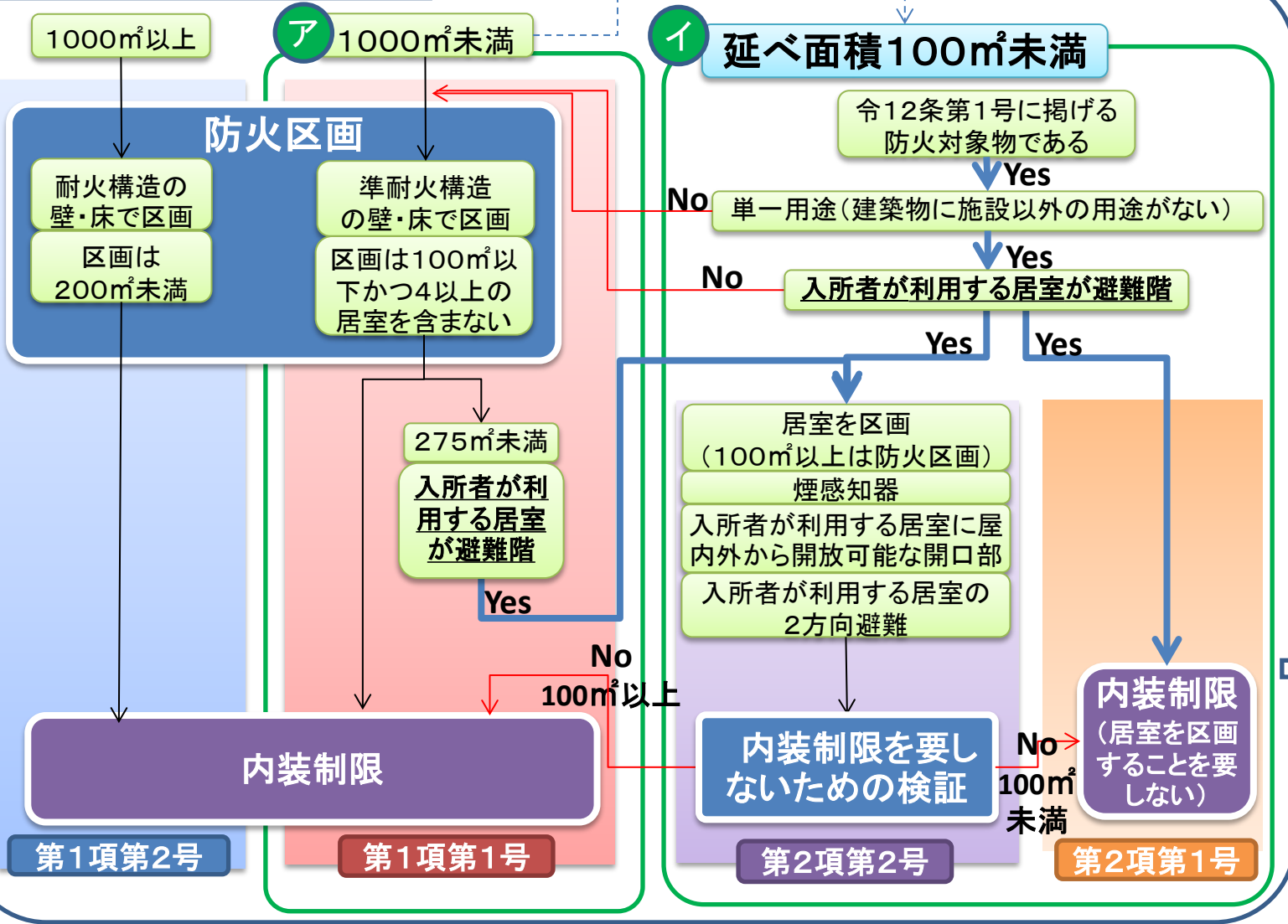
改正消防法施行規則第12条の2

改正消防法施行規則第12条の3

障害者施設等の入居者特性に応じた免除

個別の防火対象物ごとの特例

消防法施行令第32条



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

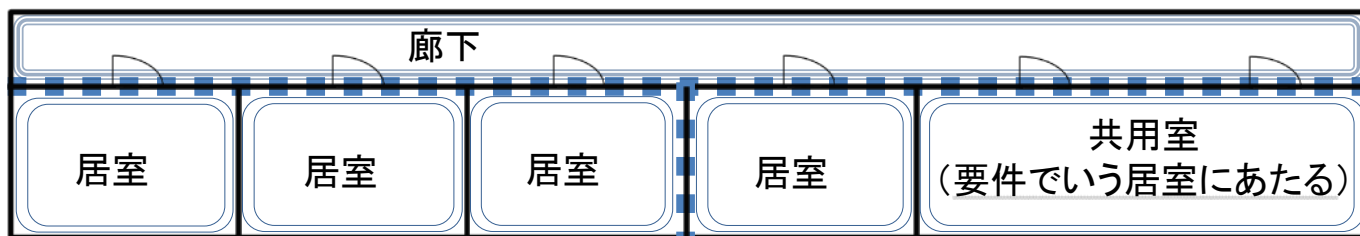
○準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■■■■ 線)

○防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと

○内装(避難経路は 準不燃材料、その他の部分(居室を含)は 難燃材料)

○扉は防火設備で自動的に閉鎖すること

例1)
平面



例2)
立面

他の用途	居室	他の用途	居室	階段
居室	居室	他の用途	居室	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

内装不燃化の部分

防火区画

新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

第2項
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が**避難階**のみ
- 単一用途

平屋建	1F(避難階)	居室	居室	共用室	従業員室
平屋建以外(傾斜地)		居室	居室	2F(避難階)	
	1F(避難階)	共用室	従業員室		

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

第2項
第1号

I 内装不燃化

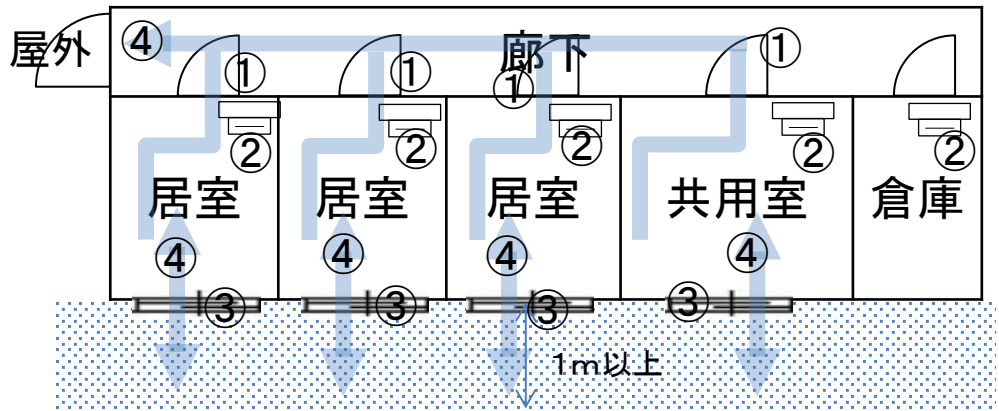
- 避難経路を**準不燃材料**
- その他の部分を**難燃材料**



第2項
第2号

II 内装不燃化を要しない

- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
- ②煙感知器
- ③各居室の開口部
 - ・屋内外から容易に開放
 - ・幅員1.8m以上の空地に面する
 - ・避難できる大きさ等
- ④2方向避難が確保されている
- ⑤**火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること**



「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができる場合があるのではないかと。

2. 消防法施行令第32条による個別の防火対象物ごとの特例の検討

(1) 「避難階」であることと同等の要件

避難階:「直接地上へ通ずる出入口のある階」(消防法施行令第4条の2の2第2号(建築基準法施行令第13条第1号))

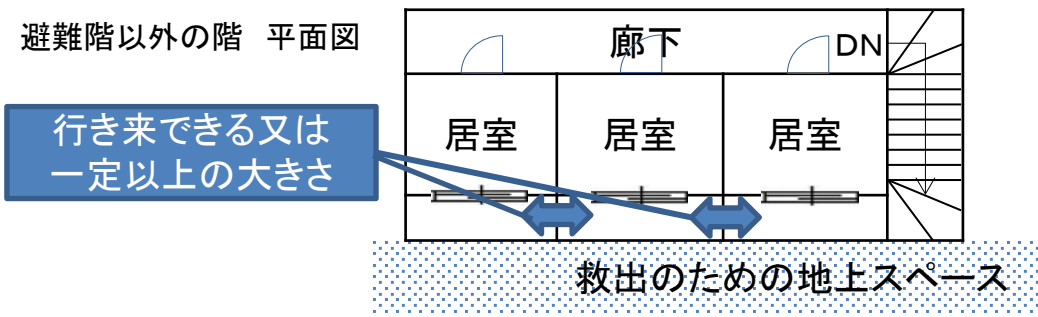
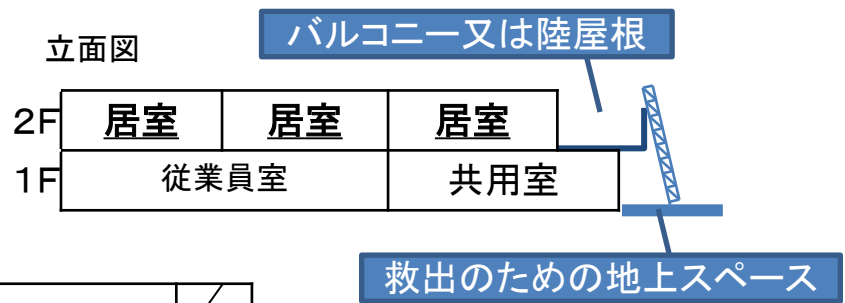
「地上」⇒『救出されるまで火災の影響を受けずに留まっていることができる場所』
相当する一定の一時避難が可能なバルコニー又は陸屋根が認められるのではないか

- ① 居室は2階以下の階のみ → 救出
- ② 一時避難場所は、一定の地上スペースに面する → 救出
- ③ 一時避難場所は、一定の大きさであること → 火災の影響を受けずに留まる

「避難階」を前提としている「2方向避難」「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難」「居室の数」の適用が可能と考えられる。

<①～③を適用する例>

- バルコニーなどの一時避難場所
消防隊による救出までの「一時避難」
- 各居室から直接一時避難場所に通ずる有効な開口部
開口部の要件は、避難階にある場合と同様



(2) 「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の時間の延伸

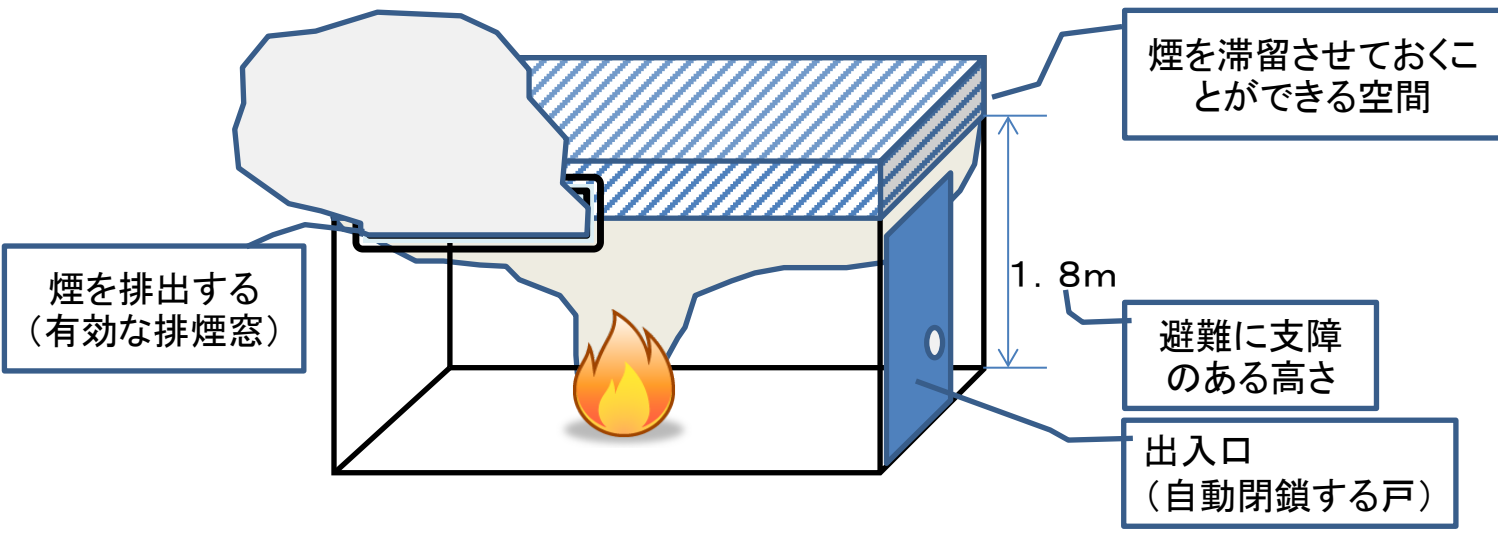
火災の影響の少ない時間(避難限界時間)を確保する

$$\text{避難開始時間} + \text{移動時間} \leq \text{避難限界時間}$$

排煙上有効な構造を有する場合

- 各居室に、部屋の面積の50分の1以上の面積(天井面から80センチメートル以内の部分の面積)の有効な排煙窓があること
- 排煙窓は火災時に容易に開放できること

避難限界時間の原則3分を4分と取り扱う



改正案において、大空間の場合に限界時間を4分とする事ができることへの代替え措置

3. 構造要件と同等と考えられる対応策のまとめ

消防法施行令第32条の防火対象物の位置、構造又は設備の状況から火災による被害を最小限に止めることができると認められる基本的な要件について検討

	消防法施行規則で定める要件	同等と考えられる要件	
要件1	<p>入所者が利用する居室が「<u>避難階</u>」</p> <p>入所者が利用する居室の2方向避難</p> <p>内装制限を要しない検証</p> <p>屋外への避難</p>	<p>外気に開放された一時避難場所</p>	<p>一定要件のバルコニー、陸屋根を想定し、要件の詳細を検討</p>
要件2	<p>「<u>火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること</u>」</p>	<p>排煙口の設置</p>	<p>避難の支障のある高さまで煙りが降下しないための有効な排煙口の設置について検討</p>